

# 家畜衛生情報

香 川 県 畜 産 課  
 TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204  
 香 川 県 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所  
 TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558  
 香 川 県 西 部 家 畜 保 健 衛 生 所  
 TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

## 定期報告書の提出をお願いします

令和6年2月に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザにつきましては、3月2日午前0時をもって移動制限解除となりました。関係各位の防疫対応へのご協力に感謝申し上げます。

さて、毎年、畜産農家の皆様に提出をお願いしている定期報告書ですが、今年も提出する時期がやってきました。

この定期報告書は、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫等の発生予防や発生時における迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者による報告が義務付けられています。

提出いただく内容としては、毎年2月1日時点の飼養頭羽数などを記載した定期報告書に加えて、農場の衛生管理についての自己点検結果や農場平面図、消毒設備の種類や埋却地の情報が記載された書類などになります。高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時は、定期報告書の記載内容に基づき防疫対応を行います。迅速な防疫対応のため、定期報告書には正確な内容を記載してください。

また、自己点検の結果、守れていない項目については早急に改善し、農場の衛生対策を向上させた上で、書類を提出してください。

家畜ごとに、指定された期日までに、最寄りの家畜保健衛生所に定期報告書を提出するようお願いします。

牛、豚、馬、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし	4月15日
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	6月15日



<https://www.pref.kagawa.lg.jp/seibukachiku/teikihoukoku/index.html>

## 家畜伝染病・伝染性疾病発生状況

疾 病 名	畜種	発 生 場 所	発生時期	発生延べ戸数	発生頭羽数 (蜜蜂は群数)
牛伝染性リンパ腫 (届出) (旧：牛白血病)	牛	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	R5.8 ~ R5.10	86	101
破傷風 (届出)	牛	香川県	R5.9	1	1
豚丹毒 (届出)	豚	島根県、広島県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	R5.8 ~ R5.10	14	52
鶏痘 (届出)	鶏	山口県	R5.10	1	3
レプトスピラ症 (届出)	犬	島根県、広島県	R5.10	2	2
サルモネラ症 (届出)	牛	鳥取県、岡山県	R5.8 ~ R5.9	3	3
トリパノソーマ症 (届出)	牛	島根県	R5.9	1	1
ロイコチトゾーン病	鶏	島根県	R5.9	1	2
マレック症	鶏	香川県	R5.8	1	2

## 令和6年4月からBSE検査対象牛が変更になります。

令和5年度までは、BSE検査対象牛に「48か月齢以上の起立不能等であった死亡牛」、「96か月齢以上の一般的な死亡牛」など月齢による条件が設けられていました。

令和6年4月からは、図のように全ての月齢規定は廃止され、「全月齢の特定症状を呈する牛」、「全月齢の特定症状以外のBSEが否定できない症状を呈する牛」がBSE検査対象となります。

＜特定症状の例＞

- ①興奮しやすい
- ②音、光、接触等に対する過敏な反応
- ③群内序列の変化
- ④搾乳時の持続的な蹴り
- ⑤頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- ⑥扉、柵等の障害物におけるためらい

家畜に異常がありましたら、かかりつけの獣医師までご連絡ください。

### BSEサーベイランスの対象となる牛

改正後（令和6年4月からのBSE検査）

【全月齢】  
特定症状※1を呈する牛

※1 興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

【全月齢】  
特定症状以外のBSEが否定できない  
症状※2を呈する牛

※2 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

BSEを疑う症状を呈した牛を標的とした  
サーベイランスを実施

農林水産省作成の図を加工

## 豚丹毒の発生を予防しましょう

豚丹毒は、豚丹毒菌の感染によって起こる病気で、ブタ・イノシシの届出伝染病に指定されています。令和4年度は全国で915頭の発生があり、本県でも散見されています。また、豚丹毒菌はブタやイノシシのほかヒトを含む哺乳類、鳥類、魚類にも感染する人獣共通感染症の1つでもあります。野外では土壌等環境中に広く分布し、イノシシや鳥類等の野生動物も保菌しています。豚丹毒の発生を予防するためには次のことが重要です。

### ①ワクチン接種

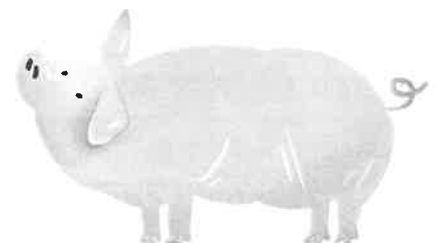
生ワクチンは1回の接種で十分な免疫を付与できますが、移行抗体の影響を受けるので、移行抗体の消失時期を確認することと、ペニシリン系抗菌剤との併用でワクチン効果が低下するので注意が必要です。不活化ワクチンは、移行抗体や抗菌剤の影響を受けにくいものの、2回接種が必要で免疫獲得までに時間がかかる特徴があります。

### ②他の感染症を防ぐ

サーコウイルスやPRRSウイルスなどに感染すると、免疫が抑制されて豚丹毒が発症する恐れがありますので注意してください。

### ③飼養衛生管理基準の遵守

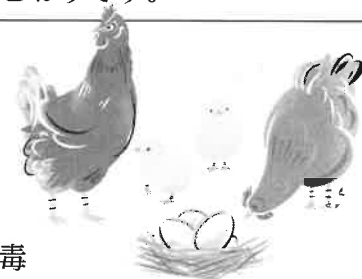
消毒、野生動物の侵入防止など日頃の飼養衛生管理基準を遵守して、豚丹毒の発生予防に努めましょう。



## 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)発生時の手当金等と飼養衛生管理基準の遵守について

HPAIが発生した農場に対しては、殺処分した鶏や埋却した飼料や鶏卵の評価額に応じて手当金等が交付されます。しかし、HPAIの発生やまん延防止のための必要な措置を講じなかったと判断された農場は、手当金等が厳しく減額されています。飼養衛生管理基準の遵守は発生防止に重要な措置のひとつです。過去の発生農場で手当金減額の理由となった主な不遵守項目は以下のとおりです。

- ・死亡羽数が平常時の2倍以上に増加した場合の速やかな通報
- ・埋却地の確保（殺処分家きん等は原則として埋却処分になります）
- ・衛生管理区域専用の衣服および靴の設置
- ・車両消毒や車内の交差汚染防止、消毒実施記録の作成および保管
- ・家きん舎の入口付近に消毒設備を設置、出入り時の手指の洗浄および消毒
- ・家きん舎毎の靴や手袋の交換
- ・家きん舎の屋根や壁面の破損個所の修繕、野生動物の侵入を防止するための防鳥ネットの設置



農場の遵守状況をこまめに点検していただき、不遵守項目が確認された場合は速やかに改善をお願いします。また、飼養する家きんに異常が見られた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

## 牛ヘルペスウイルス感染症 (家畜衛生研修会（病性鑑定：ウイルス部門）より)

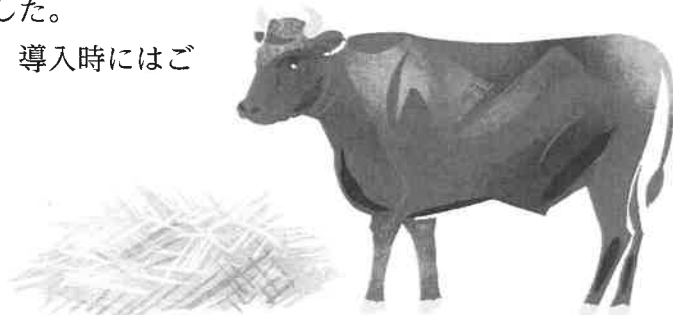
牛ヘルペスウイルスによる感染症は、牛ヘルペスウイルス1型によって発症する牛伝染性鼻気管炎(IBR：届出伝染病)が有名ですが、今回、牛ヘルペスウイルス4型による肺炎2症例の報告が北海道網走家畜保健衛生所からありました。

A 酪農場（成牛190頭）：令和3年1月、初産牛群で呼吸器症状を呈する牛が多発し、気管スワブから牛ヘルペスウイルス4型が分離、肺などからトウルエペレラ ピオゲネス等の細菌も分離され、病理検査で壊死性化膿性気管支肺炎の所見がみられ、牛呼吸器複合病(BRDC)と診断されました。

B 酪農場（成牛290頭）：令和3年5月から呼吸器症状を呈し、7月までに2頭が死亡しました。肺から牛ヘルペスウイルス4型が分離、肺などからトウルエペレラ ピオゲネス、パスツレラも分離され、病理検査で慢性化膿性気管支肺炎の所見がみられ、BRDCと診断されました。

この管内の農家（延べ338戸470頭）で抗体検査をしたところ、牛ヘルペスウイルス4型の抗体陽性戸数の割合は26%、陽性牛の割合は22.1%で、他の農場への広がりには少ないが陽性牛のいる農場では着実に広まっている可能性が考えられると報告されました。

県外では新たに流行している疾病がありますので、導入時にはご注意ください。



## &lt;お知らせ&gt;

## 第87回香川県畜産共進会の結果について

## 【農林水産大臣賞受賞者】

出品区分	名号	受賞者
第1部(乳用牛) 第5区	申請中	高松市 桐本正裕 氏
第2部(肉用種牛) 第5区	みそら	三木町 (株)多田牧場
第3部(肉 豚)	ソウイチロウ2	綾川町 (株)STPF 太田宗一郎 氏
第4部(肉 牛) 第1区	—	さぬき市 間島真司 氏

下記、香川県ホームページアドレスに受賞一覧表が掲載されています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/36712/87kyousinnkai1-4.pdf>



## ●アカバネウイルスなどの県内の侵入状況

県内のサーベイランス検査で6～11月に実施したアカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の抗体検査の結果、ウイルスに感染した牛は確認されませんでした。今年の春も引き続き、アカバネ病等の蚊が媒介する病気に対するワクチン接種をして流産等を防ぎましょう。

## ●令和6年度ヨーネ病定期検査予定地域について

令和6年度の搾乳又は繁殖のために飼育している雌牛等を対象に実施している、ヨーネ病定期検査対象地域は、丸亀市、さぬき市、観音寺市、綾川町、多度津町、まんのう町の各一部地域を予定しております。

## 令和6年度から家畜衛生情報の配信方法が変わります。

現在の配信方法：郵送 ▶▶▶ 新しい配信方法：電子データ配信（メール・FAX）

## ●被災時の応急対応のための備えは重要です

「畜産経営者のための自然災害危機管理マニュアル」がありますので、被災時に備え、ご利用ください。

[https://alpa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/07/Crisis\\_management\\_manual\\_B.pdf](https://alpa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/07/Crisis_management_manual_B.pdf)



※通信状況の良い場所でQRコードを読み込んでください。

